

区分	特定不妊治療費	一般不妊治療費	不妊検査費
助成対象治療	<p>体外受精 顕微授精 男性不妊手術 令和4年4月以降に開始した保険適用の治療</p> <p>※以下に掲げる治療法は助成の対象とはなりません。 ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療 ・代理母 ・借り腹</p>	<p>タイミング法 人工授精 令和4年4月以降に開始した保険適用の治療</p> <p>※以下に掲げる治療法は助成の対象とはなりません。 ・夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療 ・代理母 ・借り腹</p>	<p>不妊症の診断にかかる下記の検査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>超音波検査</li> <li>ホルモン検査</li> <li>子宮卵管造影検査</li> <li>クラミジア検査</li> <li>精液検査</li> <li>その他不妊症診断に必要とする検査</li> </ul>
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に判断された人</li> <li>夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> <li>岐阜県がん患者生殖機能温存治療費等助成事業による助成を受けていないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症と診断され、人工授精を受けた人</li> <li>夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産婦人科、泌尿器科を標榜する医療機関において不妊症にかかる検査を受けた人</li> <li>夫婦ともに市税及び国民健康保険税の滞納がないこと</li> </ul>
住所要件	夫又は妻のいずれか一方又は両方が申請日の1年以上前から市内に住所を有し引き続き市内に住所を有していること	申請及び治療又は検査開始日時点で夫または妻のいずれか一方又は両方が市内に住所を有している人	
年齢制限	特定不妊治療の治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満	制限なし	
助成金額	4月以降に開始した特定不妊治療に係る治療費（食事療養費等を除く保険適用の自己負担分）※1か月上限は高額療養費限度額	4月以降翌年2月までの一般不妊治療に係る治療費（食事療養費等を除く保険適用の自己負担分）※1か月の治療費上限は高額療養費限度額	検査に要した費用の全額
助成期間 助成回数	初めて治療を受ける際の治療開始時の年齢が ・40歳未満…43歳になるまで <b>1子ごとに6回まで</b> ・40歳以上43歳未満…43歳になるまでに <b>通算3回まで</b>	事前検査を <b>開始した月から連続した2年間</b> ※他市町村で受けていた助成期間も含む	<b>1回限り</b>
申請期限	治療が終了した日から6か月以内	一般不妊治療が終了した日に属する年度末（3月31日）	原則として、検査終了日から6か月以内
提出書類	<ol style="list-style-type: none"> <li>山県市特定不妊治療費助成申請書</li> <li>山県市特定不妊治療費助成受診等証明書（医療機関で証明を受ける）</li> <li>医療機関が発行した領収書（治療期間内のもの）</li> <li>医療機関が発行した医療費明細書（該当する治療に印をつける）</li> <li>夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票等）</li> <li>高額療養費限度額認定証</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>山県市一般不妊治療費助成申請書</li> <li>山県市一般不妊治療費助成受診等証明書（医療機関で証明を受ける）</li> <li>医療機関が発行した領収書（治療期間内のもの）</li> <li>医療機関が発行した医療費明細書（該当する治療に印をつける）</li> <li>夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票等）</li> <li>高額療養費限度額認定証</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>山県市不妊検査費助成申請書</li> <li>山県市不妊検査費助成受診等証明書（医療機関で証明を受ける）</li> <li>医療機関が発行した領収書（検査期間内のもの）</li> <li>医療機関が発行した医療費明細書（該当する検査に印をつける）</li> <li>夫及び妻の住所を確認できる書類（住民票等）</li> </ol>
その他	<p>◎申請にかかる各種様式（申請書・受診等証明書・請求書）は、子育て支援課の窓口へお越しいただくか市ホームページよりダウンロードできます。</p> <p>◎住民票、所得証明書等必要な書類においては、担当課窓口にて「公費負担申請用」として申し出ていただくと無料で取得できます。（窓口で申請書等を提示してください）</p> <p>◎持ち物：申請に必要な書類一式・振込口座のわかるもの（申請者の振込口座）</p>		